



我孫子市LINE公式アカウント友だち募集中！
右記二次元コードを読み取るか、LINEの「友だち追加」でID「@abiko_city」を検索して追加してください。市からのお知らせなど、欲しい情報を選べます。メール配信サービスと同じ情報も配信します。



アプリ「マチイロ」
マチイロ(左記二次元コードからダウンロード可)で広報あびこが閲覧できます。

新型コロナワクチン関連情報

※4月7日時点の情報です

令和5年度ワクチン接種の概要

現在実施している、12歳以上の3～5回目接種(オミクロン株対応ワクチン)の接種期間は5月7日(日)までです。オミクロン株対応ワクチンを未接種の方で、接種を希望する場合は、早めに接種してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

これに加え、5月8日(月)～8月31日(休)に令和5年春開始接種、9月～12月に令和5年秋開始接種を実施予定です。

市ホームページ▶



令和5年春開始接種

下記対象者のうち、オミクロン株対応ワクチンの接種を2月末までに完了した方に、4月14日(金)に接種券を送付します。オミクロン株対応ワクチンを未接種で接種券をお持ちの方は、そのまま利用できます。

※1・2回目接種が完了していない方は、令和6年3月31日(日)まで従来型ワクチンで接種が可能です。

予約開始日 4月24日(月) 接種期間 5月8日(月)～8月31日(休)

☑ 2回目接種を完了した、①65歳以上の方 ②5歳～64歳で基礎疾患を有する(市ホームページ参照)または重症化リスクが高いと医師が認めた方 ③医療従事者、高齢者・障害者施設などの従事者



▲市ホームページ

接種回数 1人1回

使用ワクチン ファイザー社製・モデルナ社製オミクロン株対応ワクチン
※12歳以上の方のファイザー社製ワクチンは、今後国からの供給がありません。在庫がなくなり次第、モデルナ社製ワクチンでの接種となります。5

歳～11歳の方は、ファイザー社製ワクチンです。

◎基礎疾患などの申請が不要な方

対象者①の方、②③に該当し前回接種時まで市に基礎疾患などを申請した方は申請不要です。不明な方は再度申請してください。

◎基礎疾患などの申請が必要な方

対象者②③に該当し、前回接種時に市に基礎疾患などを申請していない方は申請が必要です。

甲 ○ちば電子申請サービス(5歳～64歳の方が申請可能) ○我孫子市新型コロナワクチン接種コールセンターに電話 ○申請書(市ホームページからダウンロード可)を郵送・持参。〒270-1132湖北台1の12の16健康づくり支援課

※市民課・各行政サービスセンターは持参のみ可

※事前にかかりつけ医に相談の上、申請してください。



▲ちば電子申請サービス

5歳～11歳のオミクロン株対応ワクチン接種

接種期間 8月31日(休)まで

使用ワクチン ファイザー社製小児用オミクロン株対応ワクチン

◎3・4回目接種

1月末までに小児用従来型ワクチンで接種した方には、4月18日(火)に接種券を送付します。接種券が届き次第、予約が可能です。

☑ 2・3回目接種を小児用従来型ワクチンで接種した方

接種間隔 前回接種から3カ月

基礎疾患を有する方などは追加で1回接種可能

基礎疾患を有する方などは、5月8日(月)～8月31日(休)に春開始接種として、さらに追加で1回接種が可能です。接種間隔は前回接種から3カ月のため、5月31日(休)までに3・4回目接種を完了してください。春開始接種は申請が必要なため、上記令和5年春開始接種の「◎基礎疾患などの申請が必要な方」とおり申請してください。

乳幼児(6カ月～4歳)のワクチン接種

1～3回目接種が完了していない方は、令和6年3月31日(日)まで乳幼児用従来型ワクチンで接種が可能です。

ワクチン接種の予約支援

パソコンやスマートフォンなどの操作が困難な方の予約を支援します。予約操作の補助的支援のため、予約を確約するものではありません。

長時間お待ちいただく場合があります。できるだけ家族・友人の協力などで、インターネット予約を試みてください。

☎ 健康づくり支援課 ☎04-7185-1126

日にち	時間	場所	持ち物
4月24日(月)、5月1日(月)・8日(月)・15日(月)	11時～14時	アビイクオーレ2階、湖北・新木地区社会福祉協議会(マスダ湖北店3階)	新型コロナウイルスワクチン接種の通知に同封の予防接種済証および予約票

※各会場への問い合わせはご遠慮ください。

☎ 我孫子市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-855-366(毎日9時～17時30分) ※6月30日(金)で終了

納税通知書は6月15日(木)に発送予定

国民健康保険税の制度を改正

☎ 国保年金課・内線930

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、加入者がお互いに助け合う制度です。

税率を改正(後期高齢者支援金分)

区分	令和4年度	令和5年度
医療保険分	所得割	7.25%
	均等割	18,000円
	平等割	18,600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.75%
	均等割	6,200円
介護保険分	所得割	1.75%
	均等割	15,200円



軽減判定所得の基準を改正(5割軽減、2割軽減)

総所得金額などの合計額が、下表に該当する方が対象です。

区分	令和4年度	令和5年度
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+28万5,000円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下	43万円+53万5,000円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下

※「給与所得者など」とは、一定給与所得者(給与収入55万円超)または公的年金などの支給(65歳未満は60万円超、65歳以上は110万円超)を受ける方です。判定対象は、軽減判定の被保険者、擬制世帯主、特定同一世帯所属者です。

※「被保険者数」は、同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方(特定同一世帯所属者)を含みます。

賦課限度額を改正(後期高齢者支援金分)

区分	令和4年度	令和5年度
医療保険分	65万円	変更なし
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護保険分	17万円	変更なし
合計	102万円	104万円



広報あびこに掲載している情報は、変更・中止となる場合があります。各問い合わせ先にご確認ください。